

気は日常生活に必需の消費財(電灯)であり、生産にとって基本的な生産手段(動力および原料)である。電気の価格の高低によって需用の増減することも少なく、適当な他の代替物もない。また価格が高くなったからといってやめるわけにもゆかない。ゆえに消費者の利益を高めるために、価格決定方法は、消費者にできるだけ安い料金で電気を供給しようとするものであり、かつ電気事業者がつぶれてしまうことのないように企業を保証したものである。これが原価主義による料金の決定方法である。現在電気に関する臨時措置に関する法律によって「料金は委員会(現在は通商産業省)で定める基準に従い算定されていること」と規定し、これをうけた基準に、はっきりと原価主義でゆくことを明記している。電気料金が原価主義でゆくことは大きな特色である。電気事業は公益事業であるから、供給する電気料金を相手によって差別取扱をすることは許されない。同一電力会社が同じ使用条件の下での、同じ種類の電気の消費に対してはどんな場合でも、同額の料金を徴収すべきものとされている。すなわち料金認可の基準として「特定の使用者に対し不当の差別的取扱をするものでないこと」が明記されている。この点も他の一般私企業の販売価格と異なる特殊な点である。

以上のような制約をうけている電気料金は、認可制つまり各電気事業者が電気供給規程を申請し、通産省の認可をうけることになっている。したがって電気料金は認可による公定料金といえることができる。認可に際しては認可の基準に適合しているかどうか、げんじゅうに査定され、さらに聴聞会が開かれて広く利害関係者の意見を聴くことになっている。さらに一度認可した料金であっても、供給条件が社会的・経済的事情の変動によりいちじるしく不適当となり、公益の増進に支障があると認めるときは、料金の変更を命ずることができるように規定しており、一般私企業の自由価格制とはいちじるしく異なっている。

電気料金は公定価格制であるため、消費者との間にとりきめている契約の形式も非常に異なったものとなっている。契約といってもきわめて形式的なものであって、契約の内容すなわち電気料金および供給条件は、電気事業者が申請して認可をうけた電気供給規程に定められていて、消費者はただそれを受諾するだけの一方的契約である。この点も電気料金の特殊な点である。

電気料金は電気供給規程の中に細かに規定されており、その内容は次のようなものである。

1 下記のような供給種別ごとと電圧別に料金がきめられている。

- (1) 定額電灯 (2) 従量電灯 (3) 大口電灯 (4) 業務用電力 (5) 小口電力 (6) 大口電力 (7) 臨時電灯電力 (8) 予備電力

2 電気料金は使用する電気の大きさによってきまる基本料金または需用電力料金と、使用した電気のエネルギーの量によってきまる電力量料金を合計したものである。

3 負荷の力率によって需用電力料金の割引または割増を行っている。これは電力の負荷の中には負荷の性質上電気事業者にとって歓迎しないもの(力率のわるい負荷)もあれば、歓迎するもの(力率のよい負荷)もあるので、その間に当然料金上の取扱に差があってもよいからである。力率は85%を中心にして、力率1%上回るごとに1%ずつ、1%下回るごとに1%ずつ割引き、または割増することになっている。

4 負荷率のよい負荷、つまり一日中平均して電力を使うような負荷に対しては、電力量料金の割引を行うことになっている。

5 電気料金は検針の日をもって支払い義務が生ずるものとされていて、その日から20日以内に納入すれば10%の割引がある。割引料金のことを早収料金、割引のない料金を遅収料金といっている。

6 電気供給規程の中に石炭条項と称する条項があって、石炭の値段が変動した場合、それに応じて電気料金を値上げまたは値下げするものであるが、昭和29・10の電気料金値上げの際、この条項はそのまま残ったが、適用は当分の間しないことになった。

電気料金ではないが、実質的に電気料金の一部になっているものに電気ガス税がある。電気ガス税は市町村税であって、電気の場合、消費電力量を課税の対象とし、その額は電気料金の $\frac{1}{10}$ であり、電気料金納入の際一緒に納入するようになっている。しかし化学工業用、鉱山用、鉄道の電気運転用に使用する電気に対しては、課税されないことになっている。

国鉄は電気の大きな需用家であって、年間使用電力量もその料金も大きなものである。その実績はつぎのようなものである。

	使用電力量 (千KWH)		電気料金 (千円)		単価 (円/KWH)	
	30年度	31年度	30年度	31年度	30年度	31年度
自家発電	1,050,230	1,110,382	—	—	—	—
購入分	805,786	919,402	3,703,493	3,892,280	4.60	4.23
変電所	547,960	653,057	1,907,081	2,131,812	3.48	3.26
配電室	198,188	206,031	1,307,998	1,283,382	6.60	6.23
工場	34,504	32,948	195,848	183,687	5.68	5.58
低圧	25,134	27,366	292,566	293,399	11.64	10.72
購入						

(長崎靖隆)

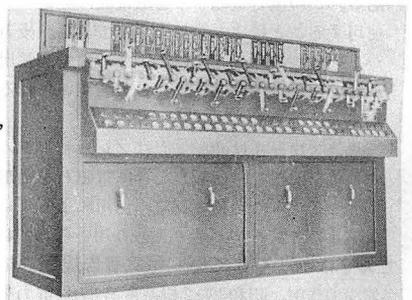
てんきれんどうき 電気連動機 (英) electric interlocking machine 重要な停車場で入換作業のひん繁なところ、または電車区間等では列車回数が多く信号機・転轍(てんてつ)器等の取扱が非常に数多くなるので、すべての信号機・転轍器を動力化する必要がある。したがってこはすべて電気てことなり、電気機連動機の場合に比較して遙かに小型となる。このような連動機を電気連動機といい、この連動機を用い転轍器を電気により操縦するものを第1種電気連動装置(全電気連動装置ともいう)という。この場合でもてこ相互間の連鎖関係は普通機械的になされることは電気機連動機と同様である。

1 連動機の種類

直流式と交流式があり、またその構造もてこの操作方法により、左右に回転するものと、引出すようになっているものとあって、前者を左右回転式、後者を引出式といっている。左右回転式連動機はUSS会社のいわゆる14型(図-1・2)で、引出式連動機はGRS会社製のもの(図-3・4)である。

引出式と左右回転式はその動作原理は同様であるが、てこの構造上引出式の機械鎖錠部は垂直型で、左右回転式のものとは水平型であるので、構造上は相当に異なっている。

わが国ではいづれの型式も使用されたが、現在はほとんど左右回転式が使用



1. 左右回転式電気連動機外観